

グループコンダクト向上委員会 運営要綱

1 目的

グループ全社員及び役員が、日本郵政グループ経営理念の実現を目指し、グループ行動憲章を実践していくための、グループコンダクトを向上させる取組みについて、外部有識者による助言をいただき、改善していくため、「グループコンダクト向上委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

2 審議事項

- (1) お客さまや地域・社会の期待に応えるための各種取組事項について
- (2) お客さま本位の業務運営を阻害する事象の予防・探知・対応のためのグループ内連携態勢等について
- (3) 日本郵政グループのコンダクトを向上させていくための各種取組事項全般について

3 運営

- (1) 委員会の委員は別紙のとおりとする。
- (2) 委員会は、原則として四半期に1回開催する。
- (3) 日本郵政グループ各社（日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）の関係者は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 委員は、必要に応じて、委員以外の関係者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) その他、委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

4 議事等の公開

- (1) 委員会は原則として非公開とする。
- (2) 配付資料及び議事要旨は原則として公開とする。

5 事務局

委員会の事務局は、日本郵政株式会社グループコンダクト統括室に置く。

グループコンダクト向上委員会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

あずま ひろし
東 浩 田辺総合法律事務所 弁護士

あべ みゆき
阿部 美雪 公益社団法人全国消費生活相談員協会 常務理事

にしのかずみ
西野 和美 一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻 教授

やまぐち としあき
山口 利昭 山口利昭法律事務所 弁護士

わたなべ たかひこ
渡邊 隆彦 専修大学商学部 教授